

地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等の整備について

(1) 第6期障害福祉計画（令和3～5年度）における成果目標

第4期障害福祉計画及び第5期障害福祉計画において、「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備・運用する」として取組を進め、概ね目標どおり体制が整備された。

第6期障害福祉計画においては「各圏域に1つ以上の拠点等を維持し、年1回以上の運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実」を目標とする。

(2) 地域生活支援拠点等に求められる5つの機能

①相談支援

地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に応じる機能

②体験の機会・場の提供

地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③緊急時の受入れ・対応

地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

④専門的人材の養成・確保

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。

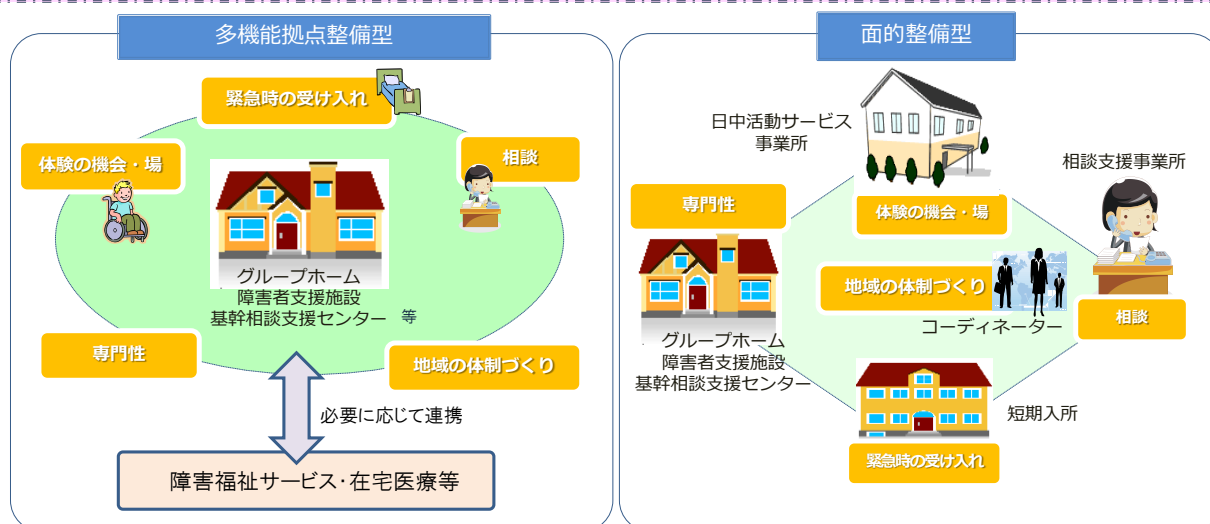
※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の機能強化に向けて (令和3年度障がい者相談支援体制等機能強化会議から)

【気づき1】地域生活支援拠点等整備の目的と手段の再確認

○「何のため・誰のために」

障がいのある方が、重度化・高齢化・「親なき後」でも、安心して暮らす地域づくり

○「目指す体制」

- ・地域での自立生活の推進と家族支援ができる体制（居住支援体制の強化）
- ・障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築

○「整備するもの」

- ・地域生活における安心感の確保（緊急時の相談支援や緊急時を支える場・対応）
- ・地域生活の継続・移行への支援（施設、親元等から次の生活の場を考える体験の場）

○「どうやって」

各地域の課題を整理し、「5つの機能」の視点から、地域資源の活用・連携により確保

【気づき2】5つの機能を充実させるために必要な取組

5つの機能	具体的な手段(抜粋)	実施状況	圏域から出た来年度への課題等
相談支援	基幹相談支援センター設置	8 地域/14 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹を中心とした相談支援事業所との連携 （「機能強化型」や「地域体制強化協働支援加算」を活用した連携） ・行政や基幹、地域相談支援事業所等が連携した地域全体の仕組みづくり ・業務継続計画（BCP）や地域防災計画（個別避難計画）と整合を図った検討
	拠点の機能を担う相談支援事業所との連携	11 地域/14 地域	
	緊急時に対応できる相談支援体制(24時間の安心確保)	5 地域/14 地域	
	台帳整備による緊急対象者把握	11 地域/14 地域	
	個別避難計画との連携	3 地域が検討中	
緊急時の受入・対応	短期入所の活用	14 地域/14 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・受入体制の検討や実情を踏まえた見直し ・医療機関、児童養護施設、介護施設等と連携した受入体制の強化 ・訪問による予防的支援の機能強化（事業所の増加）
	空床確保又は輪番制	6 地域/14 地域	
	他分野と連携した受入体制	5 地域/14 地域	
	地域定着支援・自立生活援助事業所との連携	3 地域/14 地域	
体験の機会・場の提供	グループホームの活用	5 地域/14 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・体験に係る好事例の集積 ・地域生活に必要な支援の可視化
	一人暮らし体験のできる場	2 地域/14 地域	
専門的人材の養成・確保	独自研修の実施	13 地域/14 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「行動障がい」「医ケア児支援」「ピアサポート」「介護技術と介護予防」「福祉と防災」等の専門的支援を要する課題について協議を継続
地域の体制づくり	自立支援協議会の活用	14 地域/14 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・個の課題→地域課題を検討できる体制（相談支援体制）の強化

2 県内の現在の整備状況について（令和4年1月末現在 令和3年度第5回障がい者相談支援体制機能強化会議資料より）

基本情報	圏域・地域の資源等		佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野					北信	
											長野市	千曲坂城	須高	北部	小川村		
	人口（人）※R3.4.1現在		203,186	193,214	192,391	178,894	154,078	25,113	421,912	55,716	370,561	72,495	66,643	17,850	2,194	81,786	
整備類型		面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	併用型	
設置時期		整備済 H30.3	整備済 H29.4	整備済 H30.4	整備済 H30.3	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備予定 R2.4	整備済 H30.3	整備済 H29.3	整備済 R1.7	整備済 H30.3			整備済 H29.4	
相談	相緊急体制の	基幹相談支援センター設置	○	○	○	○			○	○		○				○	
		拠点の機能を担う相談支援事業所との連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
		緊急時に対応できる相談支援体制(24時間の安心確保)	○	○				○					○				○
緊急時の受入・対応	緊急時の対応方法	握対・象者調整	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	
		「緊急時」の基準の作成や緊急時の連絡調整に係るルールの作成	○	○				○	○	○	○		○	○			○
		短期入所の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5つの機能	体験の機会・場の確保	空床確保又は輪番制	○	○	○					○			○				○
		医療機関、児童養護施設、介護施設等と連携した受入体制		○				○				○	○	○			
		地域定着支援の活用（人） （国保連続データR3.11実績）	0	135	4	9	1	0	10	1	12	0	0	0	0	0	25
		自立生活援助の活用（人） （国保連続データR3.11実績）	0	6	0	3	0	0	12	17	16	1	1	0	0	0	0
		調整	基幹相談機能による地域移行支援		○						○	○	○	○			
専門的人材の確保・育成	調整	地域移行支援の活用（人） （国保連続データR3.11実績）	0	0	1	6	0	0	3	0	5	0	1	0	0	0	
		グループホームの活用		○						○			○				○
地域の体制づくり	調整	体験の場の確保		○	○					○							○
		独自研修の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		専門性確保のための協議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		自立支援協議会等の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		コーディネーター配置	○		○	○	○	○	○	○				○			○
地域の体制づくり	調整	主任相談支援専門員の配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
		地域資源(他分野等)連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
		取組状況の地域への公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○

※「取組内容」は、「5つの機能」を充実させるために県内地域が具体的に取り組んでいる主な内容です。記載内容に限られるものではありません。

【長野県の整備状況】 令和3年4月1日時点で整備済 1市町村 9圏域 2地域(市町村数 74市町村)

【全国の整備状況】 令和2年4月1日時点で整備済 469市町村 66圏域 (市町村数 272市町村) ※全国の自治体数：1741市町村